

第9回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会

平成21年7月31日（金）

【瀬口民間事業支援調整室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第9回国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開会いたします。

本日は、委員の皆様には、ご多用の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室長の瀬口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、分科会委員8名のうち、現在4名の委員にご出席をいただいております。今、吉野委員、ご到着でございます。浅見委員が若干遅れてご出席ということでございますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定めます会議の開催に必要な定数を満たしておることをまず報告させていただきます。大森委員と大垣委員におかれましては所用により本日はご欠席でございます。

次に、本日の分科会の公開につきましては、評価委員会運営規則によりまして、独立行政法人の業務の実績の評価に関する案件と、それを踏まえて決定することとなっております役員退職金に係る業績勘案率に関する案件は非公開ということになっております。したがって、本日の議事はともに非公開とさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、まず資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の下の方に配布資料一覧という形でまとめさせていただいておりますが、本体資料が、資料1-1から資料2-2までございます。各資料の右肩に四角囲みで資料ナンバーを振らせていただいております。それから、参考資料につきましては、参考資料1-1から参考資料3までの資料をお配りいたしております。資料に欠落等がございましたら、事務局まで申し出いただければと思っております。

これらの資料につきましては、本日の議事を非公開といたしますことから、業績勘案率の決定方法を定めます資料2-1、これのみを公開といたしまして、その他の資料につきましては非公開という扱いで、委員限りの資料とさせていただきます。

本日の国土交通省及び住宅金融支援機構の出席者は、お手元に配付させていただいております座席表のとおりでございますが、まず、議事に入ります前に、国土交通省、川本住宅局長より一言ごあいさつを申し上げます。

【川本住宅局長】 7月24日付で住宅局長を拝命いたしました川本でございます。ちょうど1週間でございます。よろしく願いいたします。

委員の先生方には、平素から私どもの所管行政の推進に格段のご支援、ご協力をいただいておりますこと、まず初めに御礼を申し上げたいと思います。また、本日は大変お忙しい中、今日、第9回ということでございますが、独立行政法人の評価委員会住宅金融支援機構分科会にご出席いただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

本日の分科会でございますが、平成20年度の業務実績評価と役員の退職金にかかわります業績勘案率の決定についてご審議いただく予定といたしておりますが、この点につきましては、前回もこの分科会を開きまして、いろいろご意見をいただいたというふうに承知をいたしております。とりわけ、機構の業務の柱でございます証券化支援業務について、実績評価が甘いという大変厳しいご意見を多々いただいたというふうに聞いておりまして、事務方のほうからも、そういったご意見を踏まえてきっちり修正をするということで、今日はそれをご提案させていただきたいというふうに思っております。前回いただいたご指摘を踏まえた修正案につきましてご審議をいただきまして、その上で評価調書の決定をいただく、そして役員の退職金についての業績勘案率について、この分科会としてのご決定をいただければというふうに思っております。

なお、機構につきましては、委員の皆様ご案内のとおり、独立行政法人の整理合理化計画、これが決定されておまして、今年末を目途にいたしまして組織のあり方の検討というものを進めているところでございます。私ども、有識者から成ります検討会を立ち上げていたしまして、去る7月22日に14回目の会合を開きまして、組織のあり方等についての議論を進めてまいったところでございます。14回目で一応のまとめということでございますが、実は14回目のその会議でもいろいろ議論が出まして、なかなか1つの結論というところまでは至らないという状況でございますが、とりあえず報告書としてはこの14回ということをもってまとめをいたしたいというふうに思っております。報告書ができ上がりましたら委員の皆様の方にもお届けしたいと思っておりますし、また、それを受けて、これから年末までの間、私どものほうで支援機構の組織のあり方の検討を進めていくことといたしておりますが、これに関しましても、この評価委員の先生方のいろんな独法についての業務の見方、あり方についてのご意見なども参考にさせていただきながら進めていただきたいというふうに思っております。

どうか、ぜひ今後の住宅金融支援機構の業務の適切な推進のために、引き続きご支援、

ご協力をいただきますようお願い申し上げます、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 報道関係の方はいらっしゃらないようですので、このまま会議を進めさせていただきます。

本日は、これからご議論いただきます業務実績評価につきまして、本日の議論を踏まえて、後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の木村委員長のほうに報告を行い、同意をいただいた後に最終的に確定するという事になっております。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただきました上で、議事要旨とあわせて国土交通省のホームページに公表することといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。よろしくお願いたします。

【委員】 それでは、議題の1番目ですが、平成20年度業務実績評価、前回やりましたものの今日は2回目ということでございます。前回の分科会でさまざまなご意見をいただきまして、その結果を今日お示しいただくということですが、一部修正等ございますので、それを聞いていただきまして、一応、今日の分科会で結論を得るということにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、事務局にご説明をお願いたします。

【事務局】 それでは、評価調書の関係を説明させていただければと思っております。

まず、前回の委員会からの経過でございますが、前回の委員会で評価調書（案）を提示させていただきまして、いろいろなご意見をいただきました。その後、本日の委員会までの間にパブリックコメントの手続を進めているところでございます。パブリックコメントにつきましては、前回の委員会に提示させていただいた案、そのままのものをパブリックコメントに付したということでございます。今月の6日から21日までパブリックコメントの期間でございましたが、特に意見は提出いただけていないという状況でございます。

また、前回の委員会の終了後、〇〇委員のほうから書面でご意見をいただいているところでございます。お手元の資料1-3でございます。1枚紙でございます。この裏側でございますが、3点ご意見をいただいております。まず、1点目でございますが、委員会の席上でも申し上げましたが、Ⅱの1(1)、これは証券化の業務の総論のところでございますが、この評点4は甘いのではないかとご指摘でございます。

それから、2点目でございます。入札・契約の適正化について、評点については異存は

ありません。しかし、特定関連会社等との契約状況、業務報告書の部分でございますが、この部分につきまして随意契約の割合は格段に下がっておりますが、金額自体はそんなに変わっていない。先日も、水資源開発機構に契約状況について、一社応札の契約が大宗を占めているという記事が出たばかりだと。したがって、委員会においては、この点の説明を機構側に求めていくべきではないかというご指摘でございます。

それから、3点目でございますが、人事に関する計画の部分でございますが、「ラスパイレス指数については、引き続きその引き下げについて取り組む必要がある」という意見が付されてございますが、これが不要ではないかというご指摘でございます。機構は、金融マーケットに直接さらされていますので、公庫時代とは異なり、他の金融機関との人材獲得競争が不可避だからです。この3点のご指摘をいただいているところでございます。

前回の評価調書（案）につきまして、前回の委員会でいただきました各委員のご意見、それからパブリックコメントの結果、それから今、ご紹介しました〇〇委員からのご指摘、これを踏まえまして事務局のほうで作成しました修正案が本日の資料1-1、それから、その概要をまとめたものが1-2でございます。

まずはA3の資料1-2でございますが、こちらのほうで点数の関係の修正につきまして説明させていただければと思います。資料1-2でございますが、これも同じ様式のもので、これを前回提示させていただいたかと思っております。昨年と今年の評価の案をまとめたものでございまして、この黄色っぽい色の部分が、標準的な点数である3点より上の4点をつけたもの、それから青色の部分、これが標準的な点の3点よりも下の2点をつけているものというところでございます。

資料1-2の表のところ赤字の点線で囲んだ部分があるかと思っておりますが、この部分が今回の修正点ということでございます。まず、1つ目の赤で囲んであるところでございますが、1の証券化支援業務の総論の部分でございます。この部分は前回4点の点数をつけておりましたが、4点ではちょっと甘過ぎるのではないかというご指摘をいただいておりますので、この部分は3点に引き下げをしているところでございます。

それから、もう一つ下の（2）買取型の証券化支援業務の中の、対象となる住宅ローンの商品性について、適宜適切な見直しを行うという部分でございますが、こちらのほうも前回4だという案で提示させていただきましたが、委員の先生方のご意見を踏まえまして3点に引き下げをしているということでございます。

前回ご指摘いただいた点で、この表の中で、上のほうのところになります。ローマ数

字 I の業務運営の効率化の中の 3 番目でございます、業務システム最適化というところの部分でございます。こちらのほうはシステムコストが大幅に削減しているということで、前回の案では 4 点という案で提示させていただきました。この部分につきましては、場合によっては 5 点に引き上げるということも検討してみてもいいのではないかとのご意見をいただいておりますが、案としましては、とりあえず 4 点という形にさせていただきます。

今の説明申し上げましたシステムコストの関係で参考資料を用意させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。参考資料の一番初めでございます参考資料 1-1 「他の独立行政法人における業務実績評価について」というペーパーでございます。こちらは今の説明申し上げましたシステムコストの部分につきまして、5 点をつけるかどうかということ判断する上で参考となる情報を取りまとめたものでございます。

まず、1 としてございますが、制度上の取り決めというところでございます。これは前回の委員会の中でも口頭で説明させていただきましたが、5 点の評価をどういった場合につけるかという考え方をまとめたものでございます。ポイントといたしましては (2) 具体的指針というものでございます。国土交通省の親委員会のほうから示されております具体的指針によりますと、5 点の評価につきましては、評価への信頼性への無用の疑念を招かないためにも、抑制的に「減多につかない」ものとして取り扱うべきという考え方が示されているところでございます。

それから、実際に下の 2 番のところでございますが、5 点、あるいは 1 点という評価がどのぐらいつけられているかということにつきまして、平成 19 年度の実績評価で国土交通省所管の独立行政法人を中心に分析いたしました。まず、5 点の評価でございますが、7 法人、9 項目において最高の 5 という評価がつけられているという実績になってございます。ここの 7 法人のうち 5 法人につきましては、いわゆる研究系の独立行政法人でございます。特許や論文発表等の研究成果、新技術の開発等の実績に対して 5 点がつけられているということでございます。残りの 2 法人は自動車検査独立行政法人と自動車事故対策機構でございますが、それぞれこの検査機器の導入目標、あるいは経費削減実績が年度計画を上回ったことをもって 5 点をつけているということでございます。

それから、次のページでございますが、1 点評価の事例というものでございます。逆に非常に低い評価をつけているというものでございますが、国土交通省所管の中では自動車事故対策機構、それから奄美群島振興開発基金、それぞれ 1 項目ずつということでございます。前者につきましては、年度計画で予定されていた IC カード化の再検討がその理由

ということでございます。後者につきましては、リスク管理債権額・比率及び求償権回収率が年度計画で定めた目標が未達であったということが理由とされているところでございます。

国土交通省所管以外の独立行政法人につきましても、ここにお示ししてございますが、主立ったものを幾つか調べてみましたが、年度評価について5点、あるいは1点にした評価といったものは見当たらないという状況でございました。

それから、前回、システムコストの削減につきましては、他の独法で削減率というのがどのくらい達成されているのかというものが参考にならないかというご指摘がございました。これを踏まえまして、国土交通省所管の他の独法、それから、主立った他省庁所管の独法につきまして調べてみましたが、システムコストにつきまして具体的な削減額、あるいは削減割合といったものがこの評価関係の資料の中では明示されていないというところで、残念ながら参考になる数字が見つからなかったという状況でございます。こうした状況も踏まえまして、本日用意させていただきました修正案の中では、システムコストの部分につきましては、5点とはせずに4点にとどめたという状況でございます。

それから、続きまして、資料1-1をご覧ください。今、説明申し上げました各項目ごとの評点以外の部分の修正を説明させていただければと思います。まず、24ページでございます。〇〇委員のほうから、ラスパイレス指数につきまして、引き下げについての取り組みについては、ここは必ずしも必要がないのではないかというご指摘をいただいているところかと思いますが、本日、事務局のほうで用意させていただいた案の中では、とりあえずこの表現は残す形で提案させていただいております。本日、各委員のほうからまたいろいろご意見をいただければと考えているところでございます。

それから、25ページでございますが、前回、〇〇委員のほうから、証券化支援事業の着実な実施のために、専門性の高い人材の確保というのは特に重要な課題ではないかというご指摘をいただいているところでございます。このご指摘を踏まえまして、25ページの一番右の列のところでございますが、「証券化支援事業の着実な実施のため、専門性が高い業務に対応可能な能力を備えた人材の育成・確保についてより一層努める必要がある」という文言を追加しているところでございます。

それから、戻っていただきまして8ページでございます。8ページの買取型の証券化支援業務の部分でございます。この部分につきまして、本日もご欠席でございますが、〇〇委員のほうから、相対低利な住宅ローンの実現のために、資金調達などにつきましていろいろ

ろな方策を検討していくと。それを次年度以降の計画、あるいは評価などでもきちっとしていくための意見を追加すべきではないかというご指摘をいただいているところでございます。これを踏まえまして、8ページ一番右の列のところのアンダーラインの部分でございまして、「相対的に低利な住宅ローンの供給のため、現在の年度計画に掲げられている取組以外の方策についても検討を行うことを次年度以降の年度計画に明記するべきである」と、このような意見を追加しているところでございます。

それから、最後でございますが、27ページの総合的な評定の部分でございますが、先ほど説明しましたように、本日、今、説明させていただいている修正案につきましては、前回4点で提示させていただいた部分を3点に落としているということが2項目ございます。この関係で、評定理由のところを書いてございますが、各項目の合計点数は、前回110点だったものが108点ということでございます。項目数35項目、これが標準の点数が3点でございますので、いわゆる標準のベースが105点ということでございます。このため、これを100%で割り戻した数値が103%になるということでございます。103%でございますので、この下の記入要領に書いてございます基本ルールに照らしますと、100%以上の場合は「順調」という扱いでございますので、この総合評価につきましては前回同様、「順調」という扱いで修正案を用意させていただいているところでございます。

評価調書の関係の説明はとりあえず以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員からのご質問1-3ですけれども、これについて支援機構からご説明をお願いします。

【住宅金融支援機構】 支援機構の〇〇でございます。私のほうから、参考資料1-2に基づきまして説明させていただきます。

まず、1つ目のご質問の、随意契約の割合が下がっているんだけど、金額が減っていない理由でございます。1に記載しておりますが、そのうちの(1)のHS情報システムズとエイチ・ジイ・エスとの契約についてでございますが、こちらにつきましては2点ほどございます。まず、①に書いておりますが、業務の習熟等による効率化を図るために、複数年度の契約期間で調達したものがございます。2つ目としまして、例年4月1日付で契約の締結作業を行っておりましたが、事務が年度末に集中するということがございまして、昨年度は、業務の対象期間が21年度のものであっても20年度中に、21年1月か

ら3月頃ですけれども、契約を締結するという事務の見直しを行いました。この2つの要因から20年度の契約金額に21年度以降に係る部分も含まれてございます。21年度以降の分を控除いたしますと、この下の表に書いておりますが、HS情報システムズ、エイチ・ジイ・エス、それぞれが19年度契約と20年度分の契約を比較しますと減少しているという状況でございます。ですので、要因としては、21年度以降分が含まれているがために金額が減っていないということでございます。

もう一社、住宅債権管理回収機構との契約でございますが、こちらとの委託契約におきまして、不良債権の回収金額に応じて手数料を支払うという契約の内容になっております。19年度に比しまして20年度の回収金額が増加したものですから、それに伴って支払いが増えたということでございます。

金額が減っていない理由は以上でございます。

もう一点、ご質問がありました特定関連会社等との契約における一般競争入札の応札の状況です。これは次の2ページの2のほうに書いてございますが、そもそもの話としまして、当機構といたしましては、一般競争につきまして十分な公告の期間を設けるなど、競争性や透明性を確保するための手続を踏んだ上で実施しているわけでございますが、結果として特定関連会社等との一般競争入札において一者応札となったものがございます。

2の(1)に書いておりますが、一者応札のほとんどは既存のシステムの運用・保守、システムの改修に係るHS情報システムズとの契約でございます。これにつきまして、入札に参加しなかった方にヒアリングを実施しておりますが、状況を紹介しますと、他社が開発したシステムの改修や保守というのはリスクが高く、金額も割り増しになるので参加しなかったというようなことがあるということございました。

しかしながら、一者応札率の改善に取り組むことは重要な課題だというふうに私どもも認識しておりますので、(2)の①から④に書いているような、入札の説明書は受け取ったんだけど、その入札に参加しなかった方、こういった方に対して不参加の理由をヒアリングして、改善すべき事項がないのか、あれば次回以降に反映させるとか、ホームページの工夫を行うですとか、参加資格を拡大するですとか、あと、④に書いていますが、入札期間中、入札参加者がシステムに係るドキュメントの閲覧が可能になるように改善するだとか、こういった取り組みを行っていきたく。現状行っている部分もございませけれども、引き続き行っていきたくというふうに考えてございます。

それから、昨日、〇〇先生から債権回収会社に支払った手数料の回収額に対する割合に

ついでご質問があったというふう聞いておりますが、これは4ページに、昨日、集計いたしまして書き加えてございます。4ページの真ん中に参考というのがございますが、債権回収会社との契約状況でございまして、支払った手数料と回収金額の比較を行っております。19年度は5.9%でございましたが、平成20年度は3.3%ということで、19に比較して20年度は低下しているというような状況でございます。

以上でございます。

【委員】 ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〇〇先生、大丈夫ですか。

【委員】 はい。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 どうぞ、お願いします。

【委員】 ご説明ありがとうございました。

先ほどの〇〇先生からもあった、1社しか入札がないというところで、ここに先ほど2ページのところに4つほど理由がありますけど、一番重要なことは、来年これが改善されて何社かがきちんと入札に参加してくださることが重要で、それがなかったら何のためかわかりませんから、やっぱり来年は何社か出るということをぜひお願いしたいことと、それから、今年に関しても、じゃ、なぜ1社しかなかったかということがどこかにちょっと触れられておくといいのではないかと思うんですけど、そのほうが外部に対しては説明責任になると思いますので、それが1つでございます。

それから、あとはシステムのところで、他のところと比べ、他のところも削減の費用が出ていないから仕方がないんだというのはあまり言い方としてよくなくて、できればこの住宅金融支援機構が、例えば何割ぐらい削減できたとか、そういうのを示すことによって、他に対していい影響を与えるということも可能なのではないかというのが個人的な意見でして、やはり数量で示せるのであれば、その削減のところはもし可能であればですけど、示していただければと思います。

それから、最後は、非常に大きな住宅金融支援機構の一番最初の目的というのは、生産性の高い、効率的な業務運営という文章なわけですけれども、そうすると、全体のいろんな評価からそういうことがしっかりできているのか。評価はそれぞれの項目になりますけど、大目標というのは、やっぱり生産性の高い、効率的な業務運営で、それから、証券化

がしっかりと行われていっているかどうかということがまさに重要な気がいたします。

他の民間の、サブプライムローン以降、中小企業とか、いろんな金融の貸し出しというのはどうしても先細ってきているわけですが、この住宅金融に関してはそういう問題は全くないのかどうかですね。そういう政府がある程度出るべきところで、証券化でしっかりそこを支えられているとすればそれはいいシステムですし、民間のほう下がってきたときにそれを支えられないシステムであればやはりどこか見直さないといけないという気がするんですけども、そういうちょっと大きなところで申しわけないんですけど、もし教えていただければと。ですから、中小企業とか、今、非常に借入れが難しくなっているわけですね。住宅金融に関しては民間からの貸し出しというのはそういうことがないのかどうか、あるいは、証券化支援業務をすることによって、民間が下がってきたところに対して補完ができていっているのかどうか、それがやはり政策的なマニフェストとしては重要な気がするんですけども。

【委員】 どうぞお願いします。

【事務局】 まず、一者応札の低減に向けて、少しずつでも、来年以降確実にそれを結果として改善していく、そのために確かに取り組んでいくというのは当然まさにご指摘のとおりでございまして、そうした点も踏まえまして、先ほど詳しい説明を省略させていただきましたが、資料1-1の評価調書で一番後ろの29ページでございまして、ここで評点以外のところでいろいろ評価するに当たっての意見を加えてございます。29ページの上から3つ目のところでございまして、入札・契約の適正化については、一者応札率の低減に向けた取り組みを継続するなど、一層の適正化に積極的に取り組む必要があるというようなことを意見で付してございますので、また来年以降、こうした意見を付してあるということを踏まえた上で評価を進めていただくものというふうに考えているところでございます。

それから、2点目のシステムコストのところでもございましたが、ちょっと私の説明が舌足らずだったかもしれませんが、先ほど説明させていただきましたのは、他の独法では具体的な全体システムコストがどれだけ下がっているかというデータがなかったので、支援機構の数字となかなか単純に比較することが難しかったということだけ申し上げたのですが、支援機構につきましては、全体の、前回説明した実績報告の中でも記載してございますし、本日、今の資料1-1の3ページのところでございまして、システムコストの削減のところでもございます。3ページの右から2列目のところで、平成18年度の水準におい

で25.6%の削減を平成20年度で実現しているということで、そういう意味では、他の独法でもなかなか具体的な数字を出していない中で、具体的なコストの削減の数字を出しているというところがございますので、こういうなるべく定量的にわかりやすい実績の出し方というものを来年度以降も継続していきたいと考えております。

それから、最後の、全体として支援機構の業務をどう考えるかという非常に大きなお話でございますが、まず、先生が例として挙げられた、中小の金融ではなかなか厳しくなっている中で、今、住宅ローンの状況はどういう状況かということでございますが、これは前回説明した補正予算における対応とも関連する話でございますが、住宅ローンに関しましても、特に住宅関連の事業者の方の声を伺いますと、昨年の春から夏以降かと思いますが、少しずつ住宅ローンの審査は非常に厳しくなってきたという指摘をいただいているところでございます。つまり1年前だったら全く同じ条件の方が通ったのに、民間のローンが全く同じような条件の方が通らなくなっているという声が、業界団体などのアンケート調査を見ましても非常にこういう指摘をいただいているところでございまして、特に住宅、不動産市場の活性化というようなことが大きなテーマになる中で、そこら辺が一つ、もう少し住宅ローンを活用しやすい環境を整備すべきではないかというご指摘をいただいているところでございます。

こういった点を踏まえまして、前回、〇〇委員からも、あまりいたずらに貸し付け過ぎるのも問題はないかというご指摘もあったかと思いますが、そういう無理な貸し付けにならない範囲で円滑に住宅ローンを活用できるようにということで、フラット35につきましては、通常の民間ローンと大きく違うと言われていたのは、職業などで画一的な融資選別をしないという枠組みで推進してございますので、そういった意味で、フラット35を使いやすくするという事は住宅ローンを使いやすくする環境整備につながるということかと思っておりますので、無理な貸し付けをしないというようなことに留意しながら、少しでも使いやすくする環境を整えているというところでございます。

それから、全体の評価につきまして、いろいろ支援機構の業務の中でも、例えばフラット35はまだ十分に実績として伸びていないのではないかとか、いろいろな点があるかと思いますが、とりあえず今日の案としまして、全体に「順調」という形で用意させていただきましたが、考え方としましては、いろいろな、例えばフラットが伸びていないことによりまして将来的な収支の改善の見通しがどうなのかというところにつきましては、その収支の見通しのところで評点で評価されておりますし、例えばMBSの発行の問題につ

きましてもその部分で評価されていると。いろいろな側面につきまして、各項目で総合的な評価をした上で積み上げたものが今回の評点ということでございますので、まずは事務局の案としまして、今、従来のルールにのっとりた形で「順調」という形にさせていただいてございますが、また、この点も委員の先生方にご議論いただければと考えております。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 どうも説明ありがとうございました。

【委員】 ○○委員の最後のご質問等のところも、先ほどご説明がありました8ページの、前回、○○委員が指摘されたところで付加されたようなところにも込められているかなということで、必ずしも触れられていないということはないかなという気がいたしました。

それから、一者入札の件は、先ほどの本文と一番最後と2カ所で記していただいたということかなと思います。

一番悩ましいのは○○委員の3番目のご質問で、24ページのところ、ラスパイレス云々のことですが、これはやっぱりとるべきだと。

【委員】 いろいろお立場もありますでしょうから、私は、とるということに固執するつもりはありませんが、ただ、25ページで、事務局のほうから「証券化支援事業の着実な実施のため、専門性が高い業務に対応可能な能力を備えた人材の育成・確保についてより一層努める必要がある」という、これが入って、一方でラスパイレス指数で引き下げろというのは何か矛盾したことを要求しているような気がいたしますけど、私はこだわるものではないので、皆様のご意見に従います。

【委員】 どうぞ。

【事務局】 1点だけ。この部分の取り扱いにつきまして、委員の先生方にご議論していただいて決めていただければと思いますが、今、ご指摘の、専門性の高い人材の確保の観点とラスパイレス指数のところをどう考えるかということが1点あるかと思いますが、一応この事務局案としまして、ラスパイレス指数の引き下げについて取り組む必要があるということを残した1つのポイントと考えましたのが、ラスパイレス指数は当然、全職員の平均的な給与というところでございますので、専門性の高い人材の確保のところと必ずしもダイレクトに矛盾するというものでもないかなということで、事務局案としてはとりあえず残させていただいたというところでございます。

【委員】 ラスパイレスの問題は24ページの左のほうに書いてありますけれども、さ

さまざまな別な観点からの要請もこれありということで、なかなか抜きにくいのかなというのが一つあります。ただ、私はそう思うのですが、専門性の高い人材をとるにはラスパイレスは制約にならないんですかというのももちろんあると思うんですが、これは雇用形態をいろいろ工夫することによって、ラスパイレスとの関係をうまく整理できるというのも他法人などで行われていますから、おそらくそういうことを念頭に置いて今、おっしゃったんだろうと思うので、そういうことがあるんじゃないかということを含んでおけばよろしいのかなと思います。

それから、システムの問題のところ、前回、〇〇委員がおっしゃいました。これもシステムというのはどれぐらいすぐれたものができるのかというのが大変気になっているんですけども、預金金融機関等では似たようなシステムのものをつくっている事例も実はあるようですので、このことだけで特別すぐれているとはなかなか言いにくいのかなというのが私の印象でしたが、事務局で付加的に何かありますか。

【事務局】 前회のご議論を踏まえまして、民間金融機関でどのようなシステム削減をしているのかというのをちょっと簡単に調査したのですが、単純に評価、比較することはなかなか難しいんですけども、支援機構がやったことの一つとして、ホストコンピュータではなくてサーバーで処理をしますと、これについては一部の地方銀行などで取り組みが行われているのは事実でございましたので、どこもやっていないことかと言われますと、一部事例がございますということが事実としてはわかったところでございます。

【委員】 というようなことで、システムが大変なご努力をいただいているということなんですけれども、あえて評点を引き上げるほどのものかなというのはちょっと私も自信がないというところで、このレベルでよいのではないかと考えておりますが。

前回の積み残し等について、何かご質問等がございましたらお願いします。

【委員】 質問。

【委員】 どうぞ、お願いいたします。

【委員】 資料1-1の8ページに、〇〇委員から、「相対的に低利な住宅ローンの供給のため、現在の年度計画に掲げられている取組以外の方策についても検討を行うことを次年度以降の年度計画に明記するべきである」ということですよ。これは、私、こういうことは基本的にすごく賛成で、いいご意見をいただいたんだなというふうに思っています。その際に、当然の前提でのご発言かと思うのですが、中期目標に沿った中期計画を当初立てて、その中期計画・中期目標を達成するための年度計画なので、そういう意味で年度計

画はあるかと思うので、このままでも結構ですが、いかにもこれだと取り組み以外のことをするというような点が強調されるかと思うのですが、要するに中期目標・中期計画を達成する上で必要ならば年度の計画にこだわらずという意味というふうに解釈していいんですよね。

【委員】 どうぞ。

【事務局】 ○○委員からのご指摘でございますが、基本的に相対低利のローンを実現するために、できる限り低いコストでの資金調達のために、考えられるあらゆることは何でも検討していくべきだというご指摘かと思えます。この点につきましては、8ページの一番左の列が中期計画のところでございますが、中期計画のところで左の上の параグラフのところでございますが、「業務に必要な資金の調達コストの低減」ということが掲げられてございまして、これは既に中期計画の中には含まれているということでございます。

2つ目の列のところは20年度の年度計画でございまして、この年度計画の中でも同じような柱書きのところ、「調達コストの低減」ということが書いてあるのですが、各年度の具体的な目標に当たります①、②と下に書いてある部分がわりと限定的に書いてあるので、①から⑥以外の項目でも取り組みを積極的に検討すべきだということを、この年度計画に明記したほうがいいのではないかというご趣旨でございますので、そういった方向で年度計画を変えさせていただくと。ただ、中期計画につきましては、既にその目標につきましては明記されてございますので、特に変更は必要ないのかなというふうに考えてございます。

【委員】 わかりました。

今、質問させていただいた趣旨ですけれども、中期目標、あるいは中期計画自体が本来の組織の存在理由にきちっと対応しているかということ、そういう観点から見たときに必ずしもきちっと対応できていない、もうちょっとましな中期目標があるんじゃないかと思うことが時々、他の独法も含めてあるものですから、要するに、そういう管理者である方々がきちんとした代替案を常に検討されているかどうかということも実は評価指標にしている国もあるものですから、これは一つの、そこまではいっていないと思うんですけれども、それ自体を評価指標に、今後、日本もなっていくといいんじゃないかなというふうに思うので、今、こういう発言をさせていただきました。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

そういうご指摘とか視点は大変大事なことなので、現在の文章でもそこに読めないわけではないので、できるだけそういうものを生かしつつということで、次年度以降やっていたらと思います。

さて、よろしいでしょうか。前回問題になって、現在、パブリックコメントをして特別ないということであれば、前回のご議論を踏まえて大体修正ができたかなというのが感触ですけれども、〇〇さん、何かございますか。よろしゅうございますか。

【委員】 今日はないです。

【委員】 それでは、取りまとめということになります。一応原案のところ、資料1-2でいけば、先ほどの赤でくくったところの修正をし、最後の2枚目のところの公式で当てはめて103%というところになりますので、資料1-1の27ページでしたか、「順調」というところに「○」をつけて評価を確定すると、こういう作業になろうかと思いません。

それでは、資料1-1、1-2は要約ですので、1-1で確定したということで、この案がとれたということにいたしたいと思います。

それではどうもありがとうございました。

次に2番目の議題になります。今、ご審議いただきました業務実績評価を踏まえて、議事の(2)の役員退職金に係る業績勘案率の決定についてということをもまず審議させていただきたいと思えます。このルールを確定した上で具体的問題ということになりますので、それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、私のほうから説明させていただきます。

この後、業績勘案率の決定をいただくことになるのですが、その決定について若干の細かいルールを分科会として決めておくべきではないかということで原案をつくってまいりました。その資料は2-1でございますが、資料がちょっと前後して恐縮でございますが、参考資料2-3のところ、国土交通省の独法所管としての業績勘案率決定についてのルールが書かれた書面がございます。

2-3でございますが、1ポツのところ、1.0を基本としますということが書いてございます。

2つ目のところでございますが、決定の経路について、分科会が審査を行って決定いたします。その後、総務省の政・独委に通知をするということが書かれております。

裏、3ポツのところでございますが、実際の決定方法につきましては、まず、国交省の

ルールといたしまして、法人の業績と退職役員の個人的な業績を踏まえて決定するというふうに書かれております。法人の業績につきましては、法人の実績に係る業績勘案率を0.0から2.0の間で算出するということがルールとして決まっております。「特に」ということでただし書きのように書いてございますが、1.0を超える業績勘案率を算出する場合には、退職役員の在職期間に係る法人の業績が、過去の通常の業績とは明確に差があることですか、その差を客観的、具体的かつ明確に説明しなさいということが言われております。

以上が法人の業績でございまして、次に、退職役員の個人的な業績についてというところを(2)で書いております。退職した役員の個人の実績に応じて、まず増減をさせますということが決まっております、個人的な業績は、あくまでも法人の業績と比較して付随的なものだという考え方のもとに、増減の幅は0.2を目安とする。つまりマイナス0.2からプラス0.2の間で増減をさせますということが(2)で書かれております。

以上の法人の業績と退職役員の個人的な業績に基づきましてそれぞれ総合的に決定いたしますと、(3)のところでございますが、「法人の業績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定する」というようなことが国交省の親委員会から言われております。

以上が取り決めでございまして、今般お諮りしたいのは、すみません、資料2-1でございますが、分科会といたしまして、このような算定方法でいかがでしょうかということでございます。

1ポツにつきまして、法人の業績につきましては、先ほどお諮りさせていただいた各事業年度における業務運営評価、「順調」ですとか、「概ね順調」ですとか、そのような評価に基づいて、以下の係数を当てはめるということを基本とできないかと思っております。当然、その特段の事情がある場合はこれによらない場合も考えてございますので、その観点から「基本とする」という形の書きぶりにさせていただいております。昨年は「概ね順調」という評価で0.9、今年は、先ほどいただきました「順調」という評価で1.0という形にできないかというふうに思っております。

続きまして、2ポツの退職役員の個人的な業績についてでございますが、ここは先ほどの親委員会の取り決めそのまま準ずる形にしております。0.0から0.2の範囲内で個人的な業績勘案率として増減させますということを書いております。

3ポツの総合的な業績というところで(1)でございますが、法人の業績勘案率に、個

人業績勘案率を増減させますというルールは踏襲しております。

(2) でございますが、ここからが取り決めの部分でございますが、退職役員の在職期間が複数の年度にまたがるような場合においては、まず、それぞれの年度で法人の業績勘案率と個人の業績勘案率を増減させて得た値を使います。それぞれの年度で得た数字につきまして、その役員の方が在職していた期間の割合に応じて加重平均いたしますということを決められないかというふうに思っております。加重平均するということ。その場合に小数点以下が出る場合がございますので、この取り扱いを小数点1位未満は切り捨てる扱いという形でできないかと思っております。

補足でございますが、住宅金融支援機構は財務省との共管になっておりまして、財務省の評価委員会の分科会でこれに類するルールを決めておりますので、そこはその平仄をとったほうがよろしいのではないかという考えでこの原案をつくっております。

(3) でございますが、上記により算定した業績勘案率について、特段の事情が当然あることも想定されますので、変更する必要があると認めるときには、(1)、(2)によらずこれを変更することができるという形を(3)で置いております。

(4) でございますが、監事ですとか、あとは在職期間が1年に満たない役員の方については、法人の業績に与える影響がさほど大きくないと。特に監事につきましては、法人の経営に直接タッチするわけではございませんので、基本としては1.0、法人の業績勘案率を1.0とするということがルールとして決められないかというふうに思っております。さはさりながら、特段の事情が当然あることも考えられますし、監事の業務が適切に行われていなかったことをもってその法人の業績に影響があったということが認められる場合には、このルールによらずとも必要に応じて業績勘案率を増減させるということを最後の文に書いております。この監事と1年未満の役員の扱いについても、財務省の分科会と並びをとる形で案をつくっております。

以上が、分科会としての業績勘案率の算出に関する細かいルールの決めの案でございます。以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

今のルールといいますか、算定方法について、これでよろしいかということですが、何かご質問等ございますでしょうか。

【委員】 資料2-1の表のほうの法人の業績と、それから個人的な業績ですけれども、これはいろいろ独法によって違う面があるような気がいたしまして、特に住宅金融支援機

構の場合には証券化ということですから、市場がよくないと指標が悪く見えると思いますし、それから、また改善されて市場がよくなれば証券化ってすごく進むような気がいたしまして、あまりに法人の業績だけに連動させてしまいますと、何か運・不運というのがすごく出てきちゃうわけですね。ですから、私個人的にはこれでもいいかもしれませんが、将来的には、法人の業績と個人的な業績というのをもう少しウエートを違って見ていただくという方法はないものかなという気がいたします。

それから、全般的にさまざまな独法に関してですけれども、個人的な業績が、これで見ると2割ぐらいということになるんですけど、大体組織としてはそういうものなのか、それとも個人的に相当すごい方が来られたときには5割ぐらいその内容が変わるとか、そういうものなのか、によってもこの増減というのが本当は違っていいような気がするんですけど。

以上が意見というか、コメントでございます。別にここで急にさせていただきたいというわけではないですけれども、やはりいろんな独法があると思いますから、マクロ的な要因に非常に揺れるようなマーケットに直面している独法と、そうでない独法というのは少し評価基準を変えても将来的にはいいような気がいたします。

【委員】 どうぞ。

【事務局】 今、〇〇委員からご指摘いただいた件でございますが、実は私どもの室では、この住宅金融支援機構と、都市再生機構というもう一つの独法も所管しておりまして、そちらのほうは第1期中期目標期間が終了した、5回既に評価等を行っておるものがございますが、そちらのほうでも実は、今、〇〇委員からご指摘いただいたのと同様の趣旨のご指摘を委員からこれまでに何回かいただいております、そちらのほうの分科会長を通じて、親委員会のほうにももう少し役職員の個々の業績に着目しての評価ができないかといった問題提起はしていただいているところでございます。ただ、なかなか親委員会等のほうでも複数あるさまざまな独法を上立場で評価するというので、そのときに統一の基準となるものがなければいけないというようなお考えもあるようでございまして、なかなかそこまでには至っていないということがございます。

ただ、そういったご指摘を踏まえて、今年からかなり、個人の業績について評価をするに当たって、各役員さんの具体の担当分野についての評価がどうであったか、あるいはどういう実績があったかというのも、きちっと、まず評価の前提として見てくださいといったことは依頼が来ておりますので、委員ご指摘の方向での、まず評価の前提としての見方

といいますか、それは進めていく方向になってきているのではないかというふうに思っております。ただ、それを評価のウエートとしてどれだけ反映させていくかということは、まだこれから各委員からのご意見をいただいて、親委員会等でもご議論いただかなければいけないテーマではないかというふうに思っております。

【委員】 特にマーケットに左右されるような独法の問題というのはあちこちにあるんですけれども、そういう場合には本当に独法という組織形態がいいかという問題にも実はなってしまうような感じがありますので、なかなか先ほどのラスパイレスの問題と似たようなところがあるんですけど、難しい問題かもしれませんが、今、ご指摘いただいたように、できるだけご努力をいただくというのも重要なことですので、よろしくをお願いします。

それから、個人のを50%以上でしたっけ。

【委員】 個人が、この業績の評価に関して、マクロ要因と個人要因というのが計量的に何割と出てくると一番いいんだと思うんですけども、ただ、本当に住宅金融支援機構は大体2割前後が個人的な業績なのか、もっと本当はあるのかというのは私はわからないんですけども、ですから、独法に応じて全部プラスマイナス0.2と一律にするのも本当はよくないような気がするんですけど、そういうところですね。私自身がこの業務の中身まで知らないものですから、何割かというのは申し上げられないと思うんです。

【委員】 去年も〇〇委員から似たようなご質問があって、もう少し高い評価はできないかというような話があったと承知していますけれども、個人の評価を高くするというのはなかなか容易ではないんですね。かつてどこかの独法みたいところがそれをやったら官邸から拒否されたという事例があるとも聞いていますので、なかなか難しいとは聞いていますけれども、できるだけインセンティブがわくようにしなきゃ、やはりいけないということもあると思いますが、その辺で情報が何かありますか。

【事務局】 先ほど申し上げましたように、幾つかの分科会からそういう問題提起は出ているというふうには聞いておりますが、なかなか基準等の見直しまでには至っていないというふうに聞いております。

【委員】 個人の退職金にかかわる問題はなかなかここでは発言しにくいところもあるのですが、財務省と共管ということで、財務省とのルールを平仄を合わせなきゃいけないというところもあるようですので、そこはやむを得ないという感じがしますが。

他に、これではどうしてもまずいというようなことがございましたらご発言いただきたいと思うのですが。

もしよろしければ資料2-1というルールを一応承認したということで、具体のお話を聞かなければいけないので、では、それをお願いいたします。

【住宅金融支援機】 それでは、私、機構総務人事部の〇〇でございます。

私のほうから、個別の2名、20年度に退職した2名の役員に適用いたします業績勘案率の案につきまして説明させていただきます。資料は2-2になります。お手元にお出しただけていますでしょうか。2-2のまず1ページ目でございますが、昨年の6月に退任いたしました〇〇でございます。もうお一人が2ページ目、裏になりますけれども、〇〇、〇〇のほうは本年の3月31日に退任をしております。

まず、1ページ目、〇〇に適用する法人業績勘案率でございますが、〇〇につきましては、在任期間が平成19年4月1日から平成20年6月25日までとなっておりますので、各年度の法人業績勘案率、すなわち平成19年度は0.9で決定していただいております、平成20年度は先ほど1.0ということで決定していただいておりますが、これを在職期間に応じまして加重平均をいたします。その上で、つい今し方、資料2-1で業績勘案率の算定方法について承認をいただいておりますが、この資料2-1をもう一度出していただきますと、ここで大きな3番、総合的な業績の裏側になりますけれども、(2)のところでございますけれども、こちらでありますとおり小数点第1位未満を切り捨てるということになりますので、この計算をさせていただいた結果といたしまして在任期間の法人業績勘案率を0.9とさせていただくという形になるわけでございます。

次に、個人の業績についての増減でございます。資料2-2につきましては中段以降のところ細かく書かせていただいておりますが、〇〇につきましては、主に在任期間中、コンプライアンス・法務及び審査担当、この2つを担当する理事としまして、当機構のコンプライアンス体制の整備・構築、これに尽力していただきました。また、審査業務につきましても、これまで支店に分散しておりました審査業務を審査センターを立ち上げることによりまして事務集約化、こういったものを推進していただいております。そういう意味で合理化・効率化を実現していただき、独立行政法人への移行直後の円滑な業務運営に貢献していただいておりますが、これらを総合的に勘案いたしましても、個人業績を加重算というところまでは至らないものというふうに判断させていただいて、増減なしということで案として提出させていただいております。

したがって、〇〇につきましては、法人業績勘案率を0.9、個人業績による増減は0.0、ないということにしまして、最終的に0.9という業績勘案率とする案にさせてい

ただいております。

続きまして、資料2-2の2ページ〇〇目の〇〇についてでございます。〇〇に適用する法人業績勘案率につきましては、これもやはり先ほどの資料2-1の3、総合的な業績の、2ページ目になりますけれども、(4)で、監事については法人業績への特段の影響がない場合は1.0とされておりますことから、監事としての職務内容等を考慮いたしました結果、原則どおり1.0ということにさせていただいております。

次に、個人の業績による増減でございます。〇〇は、独立行政法人通則法の第19条4項に定められております業務監査の的確な実施、また、重要な内部会議への出席で意見を述べていただくなど、機構の適正な業務運営に貢献していただいたところでございますが、総合的に判断いたしまして個人業績を加算するまでには至らないと、こちらのほうもそのように判断させていただいて増減なしということにさせていただいております。

従いまして、〇〇につきましても、法人業績勘案率は1.0でございますが、個人業績による増減はないということで、結果といたしまして1.0という最終的な業績勘案率とする案としております。なお、ただいま説明しましたことを具体的な計算結果として3ページ目の表のところでお示しさせていただいております。このような形の計算になるということでございます。

私からの説明は以上でございますが、本日の議事録の作成におきましては、この退職役員2名の実名につきましては伏せていただきますようお願い申し上げますと説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員】 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

お願いいたします。どうぞ。

【委員】 先ほどのときにちょっと聞きそびれてしまいまして、監事の方についてですが、先ほど資料2-1の裏側の(4)では……、在職期間1年に満たないのは役員のほうでしたね、失礼いたしました。

それはそれでいいんですけれども、独法の長と監事は大臣から直接任命されるという重い職責にございます。その際に、監事というのは、経営陣に対して適時きちんと業務全般を見て、意見を具申する、あるいは、場合によってはいろんな方策をとるという業務があるので、役員が0.9のときに監事が1というのは、もちろん監事の方が監事としてのお仕事をなさらなかったと言っているわけではないんですね、この業績勘案率の情報を見ましてもきちんとなさったということはわかるんですけれども、それが少し納得いかないとい

うふうに思います。というのは、在職期間が平成16年8月1日からですので、20年度の事柄について責任はなかったという話にはならないわけです。ですので、もちろん全体的な経済状況等で、専らそれらの理由で業績がうまくいかなかったという外的な要因はあるんですけども、そういう外的な要因を含めて、その時点、その時点で評価していくしかないものなので、その点が少し私としては納得いかないということ。

それから、民間ですと、特に金融機関も含めてそうなんでしょうけれども、給与が査定されるわけですね。業績が悪いと給与自体が3割減、半減ということになります。それをもとに退職金が計算されますので、下方にもかなり落ちていくという要素と平行で上方にもちゃんと評価しましょうということがセットになっているんですね。ですから、この制度自体では下方に修正はなかなか、せいぜい0.9とか0.8とかですから、それほど下方に行かないのを前提にして見た場合、たった0.1ではありますけれども、理事の方と監事の方の勘案率の違い、しかも法人の勘案率の違いをもう少しご説明いただきたいかなというふうに思います。

【事務局】 監事の法人業績勘案率が1.0が基本ルールでよろしいのかというご質問だと認識しておりますが、独法制度全体でまず見ますと、例えば各府省で、私どもが調べた限りでございますが、内閣府ですとか、あと、外務省、防衛省、財務省など、監事については1.0を基本とするという取り決めがなされているというのは調べた限りでございます。それが独法制度の中の整理でございます。

もう一つ、民間の会社でどうなんだということも参考になるかなと思ひまして、株式会社であれば、監事制度に該当するもの、監査役だと思っておりますが、退職金ではなくて報酬なんですけれども、監査役について業績に連動するような形で報酬が与えられる会社が約6.7%ぐらいしかございませんで、その裏返しとして基本的に監事は業績に連動しない、定額の基本給をもらっている会社が9割以上だというのがありますので、やはり監事ですとか監査役というのは、業績に連動する形ではなくて日々の給料が与えられるというような制度設計が株式会社でも多くとられているのかなと、そのような調べごとを反映する形で、監事については1.0を基本とできないかなというふうに書いた所存でございます。

【委員】 6.7%というのは知りませんでしたので、どうもありがとうございました。なるほど。もうちょっと何か説明できませんか。

【事務局】 繰り返しにはなってしまうのですが、監事については直接経営を行う理事ではございませんので、あくまでチェックを果たす機関ですということで、直接的に法人

の業績に責任を負う者ではないのかなというふうに思っております。ただ、これも先ほど資料2-1の一番最後に書いたんですけれども、監事の業務が怠っていたということがあって、法人の業績に著しく影響があった。それは当然プラスの影響もあると思いますし、マイナスの影響もあると思うのですが、そのような法人の業績に直接的な影響が与えられたと認められるような場合には、必要に応じてその1.0のルールを違う形で、例えば0.9ですとか、1.1ですとか、そのような形で決めることを許容する決めにできないかというふうに思っております。

【委員】 どうもありがとうございました。

【委員】 住宅金融支援機構の場合、民間金融との両方がやれるところはやっていくわけですけれども、それから、民間がある程度できるようになったら、その部分に関しては住宅金融支援機構は少し引いていくということも本当は必要なわけですね。そうすると、そういう段階になったときには、法人の業績勘案率からするとよくなかったと判断するのか、政策目標としては民間の補完ですから、引っ込むときは引っ込むことがいいことなわけですね。だから、そうすると収益率なりは下がってきたって業務としてはいいことをやっているという感じになるような気がするのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

【事務局】 ご指摘のとおり、住宅金融支援機構の業務というのは民間でできるものは民間にゆだねるという思想のもとで、そもそも昔の住宅金融公庫から住宅金融支援機構の独立行政法人に移行する際も、過去いろいろやってきた、例えば個人向けの直接融資などが一番象徴的なものかと思いますが、そういったものは廃止したという形で業務運営をしておりますし、今後、仮に民間にゆだねられる部分があるというようなことがあれば、そういった見直しというのは当然必要かと思っておりますが、仮に将来そういった見直しが行われるということになった場合は、中期目標・中期計画につきましても、それに連動して修正をしていくと。それを踏まえて評価をして、またこういった業績評価につなげていく、このような形になるのではないかと思っております。

【委員】 そうすると、やはりマーケットの環境に応じてそれぞれ目標を変えていって、それが達成されたかどうかというのはそのときに見ればいいと、そういうことでよろしいんですね。

【事務局】 そうですね。新しい枠組みとマーケットの状況を見た上で、中期目標・中期計画というのを適宜見直していくということになるのかと思います。

【委員】 よくわかりました。

【委員】 強いて言えば、中期目標・中期計画は4年とか5年のサイクルですから、ちょっと機動性に欠けるという問題が出てくるということはあるんじゃないかと思えますけど。

他にいかがでしょうか。

それでは、資料2-2の先ほどのご説明ですが、お二人の業績勘案率、最終的には資料2-2の3ページにそれぞれ数字が記載されておりますが、こういう形で決定するということよろしゅうございますか。

どうぞ。

【委員】 すみません。これはこれでいいんですけども、0.9と1.0ということなんですが、さっきは何を一番言いたかったのかなと思って、もう一回言いそびれたことを言わせてほしいんですけども、民間企業の場合は、赤字、黒字というのがダイレクトに出てきて、好むと好まざると、株主総会等でいろいろ結果が明らかですし、そういう意味では、他の独法と比べてこちらは非常に明らかに出やすいということもあるかと思えます。

ですから、私が申し上げたいのは、民間企業でも、先ほどおっしゃいました監査役というのは「閑散役」と言われるぐらい、そこにいてちょうだいと、適度に意見を言ってください、限度以上のことを言っちゃいけませんよというような、実質的にはそういうような役割を負わざるを得ないところがあるかと思えます。ただし、公のところについては、ボトムラインというか成否がなかなか出にくいから、だからチェック機構がきちんと働かなきゃいけないという前提の組織ですから、こういう話を聞いたんです。監事の方が、幾ら見えていても、お仕事もご存じで問題点も見えているけど、でも、言っても変わらない問題についてなかなかせんなくて言えないと。例えばそういうような問題があったときに、そうであっても監事としてきちんとすべきことを言うということを奨励するシステムになっていなければ、それは「閑散役」の公的機関版に成り下がるしかない立場だと思うんですね。現実的にはどうであっても、きちんとすべきことは言う。逆に、そういうことをしないと自分の身に非常な危険が降りかかる、そういう制度設計に、今はそうじゃないかもしれませんが、方向としてはそういう方向にしていかないと、チェック機能をせっかく設けているのにそれが発動しないということに、全般的に見ていてそうなっていますので、そういう意味で、わざわざ多分、直接任命するというような、形式的にはそういうような制度設計になっていると思うので、できたら、ここで言うべきことではないのかもしれないけれども、そちらの方向で機能するようにしていただきたいなということで

す。この勘案率について、今、ここでこれ以上、意見を言うつもりはありません。

以上です。

【委員】 何か事務局で。

独法通則法が今、改正作業の段階ですよね。その中では監事の機能をもう少し強めるとか、いろいろ議論がたしかあったと思うので、〇〇先生のお話は多分、そっちのほうに生きていくお話ではないかなと思っています。私が知っている限りの独法でも、結構、監事さん、よく物をおっしゃる方が最近多くなってきて、監事報告というのは非常に重要になってきておりますので、意識が大分変わってきて、その辺のところはおっしゃったような方向で動いているのではないかなというふうにも思えますが、法律が変わればまた強まるのではないかと思います。

【事務局】 今、〇〇委員からご指摘いただいたような問題点、問題意識、監事が監事としてのきちっと役割を果たしていただくための制度的なバックアップといったことも含めてかというふうに思いますが、実は今年の評価の、1つの評価のポイントとして親委員会のほうから示されていたことに、監事が、例えば随意契約、契約制度についてどういう監査をやっているか、あるいは、給与の水準等について監事としてどういう見解を持っているか、その辺もきちっとこの評価の中でも確認してくださいといったご指摘がございました。

今回、個別の評価項目のコメントについて説明を省略させていただいておりますが、例えば契約の部分につきましても、4ページでございますが、監事のほうできちっと随意契約の案件について監査を行っているといった確認を行いますとか、あるいは、先ほど来ご議論がありましたラスパイレスのところにつきましても、25ページでございますが、「役員報酬や職員給与の水準については、監事の監査を経たうえで公開されている」ということで、監事がきちっと見ているかどうか、それもこの評価委員会の一環として確認するといったことを行っております。これは今年度からシステムとしてビルドインしているものでございます。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、もしよろしければ、先ほどの資料2-2ですが、勘案率について3ページのように決定したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日、議事として取り上げるべき事項は以上でございますので、それでは、事務局に…
…。

【事務局】 本日は長時間のご審議、まことにありがとうございました。本日の審議内容等につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様にお諮りいたしまして公表することとさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして、第9回国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —